

令和5年度移住・定住支援制度一覧（R5.8月時点）

市町村名	赤磐市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
政策推進課	○	○	○	○			随時	オーダーマイド		○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部 政策推進課	武元 優月	086-955-1220

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住コンシェルジュ	森下 良一	086-955-1220
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住に関する相談業務、情報発信</li> <li>・空き家の利活用に関すること</li> </ul>	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等			
起業	あかいわ創業塾 産業支援センター	市内で起業・創業を希望する人を対象としたセミナーを開催 起業、事業継承や販路開拓など中小企業診断士が相談支援を行う。	企業、金融機関、商工会等専門家による、 起業・創業に必要な知識を習得するための講座
就農	就農等支援センター	新規就農者の確保や担い手の育成を推進するため平成29年4月より開設	
住宅	空き家改修費補助金事業 ※県補助事業を利用  定住促進奨励金	<p>空き家を改修して移住を希望する人を対象に、その改修費用の一部を補助する。</p> <p>*対象者(すべての要件を満たすこと) 県外からの移住であること(転勤・通学によるものを除く) 改修後の物件に3年以上居住すること。 岡山県への転入予定または岡山県へ転入後1年以内の者 親族の所有する物件に居住するUターンでないこと。</p> <p>*対象住宅 赤磐市が運用する空き家情報バンクへの登録物件であること ただし、赤磐市内の中山間地域(赤坂地域、吉井地域、熊山地域のうち勢力、千糸、奥吉原)については、赤磐市情報バンクに登録されていないことも補助金の対象とする。 賃貸契約または売買契約が成立していること。 ただし、賃貸借物件の場合は、当該物件に担保権が設定されていないこと。</p> <p>下記に分譲宅地を取得し定住する人を対象に、奨励金を交付する。 *所定に分譲宅地を取得し、延べ床面積が50平方メートル以上の居住用住宅を新築していること。 *対象住宅の宅地売買契約を締結後1年以内に定住希望者が居住を開始し、引き続き5年間で定住することが見込まれるもの。</p> <p>[分譲宅地] 安岡住宅団地宅地分譲、にぼりグリーンタウン、大池分譲宅地、中河内分譲宅地</p>	<p>補助額 対象工事費の1/2 (上限100万円) 対象工事内容 台所、トイレ、浴室、内装など家屋部分の改修 ※簡易な改修、トイレや浴室の設備の設置は対象外</p> <p>交付額 (1戸 20万円) ※義務教育以下の子供がいる場合は一人当たり20万円加算 ※太陽光発電システム、蓄電池、HEMSを設置する場合はさらに20万円加算</p>
子育て	こども医療費給付制度  保育料負担軽減制度  りんくステーション  高等学校等通学費補助金	<p>高校生までの医療費自己負担額を助成。</p> <p>保育園・幼稚園に通う児童がいる多子世帯を支援。</p> <p>子どもや子育てに関する相談窓口(子育て世帯包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点)、障害に関する相談窓口(障害者基幹相談支援センター)、発達障害に関する相談窓口。</p> <p>高等学校等に通学する費用の一部を補助。</p>	<p>中学生まで:負担額無料 高校生まで:負担額1割</p> <p>第2子半額 第3子無料</p> <p>補助額 地域・通学先による</p>

その他	赤磐市新婚世帯家賃補助	<p>婚姻届提出後2年以内に赤磐市で賃貸住宅を契約した新婚世帯を対象に家賃の助成を行う。</p> <p>*対象者 平成28年4月以降に賃貸契約を締結し入居した人 申請日現在で夫婦とも40歳未満 夫婦とも住宅所在地に住所があり、赤磐市税の滞納がないこと。など</p> <p>*対象経費 民間住宅の家賃</p>	<p>補助額 1世帯あたり 月額1万円 最長12か月 ※ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯は1世帯当たり上限60万円</p>
	赤磐市結婚新生活支援事業補助金	<p>令和5年3月1日から令和6年2月28日までの間に婚姻された世帯に住宅購入費、賃料、引越費などを補助</p> <p>*対象者(すべての要件を満たすこと) 令和5年3月1日から令和6年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。 入居対象となる住宅が赤磐市内にあること。など</p> <p>*対象経費 住居取得費用(新築、購入) 住居リフォーム費用 住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) 住宅への引っ越し費用</p>	<p>1世帯あたり上限30万円 ※ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯は1世帯当たり上限60万円</p>
	赤磐市結婚祝い金	<p>赤磐市が主催又は共催する婚活イベントで出会った方と婚姻し、夫婦とも2年以上赤磐市へ居住する新婚世帯に祝い金を交付</p> <p>*対象者 夫または妻が赤磐市以外へ居住していた人 婚姻届提出後、2か月以内に夫婦とも赤磐市へ居住を移し、引き続き2年以上居住すること。 夫婦とも市町村民税に滞納がないこと。など</p>	<p>交付額 1組 20万円</p>
	24時間電話健康相談	<p>24時間体制で医療スタッフがフリーダイヤル電話による健康相談に対応。</p>	<p>相談料:無料 相談時間:制限なし</p>
	給食の除去食対応	<p>市内の小中学校において、事前調査にてアレルギーのある生徒、児童を調査。アレルギー源除去食にて対応。代替え食なし。 ※公立保育園については、全園対応可能。幼稚園については、お弁当の負担が必要。</p>	
	移住支援金	<p>東京23区等から転入し、県が運営している就職マッチングサイトに掲載されている会社に就職した場合等に支援金を支給する。 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方</p>	<p>単身 60万円 世帯 100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満1人につき100万円を加算</p>